平成２５年（フ）第７２６３号
埼玉県戸田市下戸田１丁目６番６―306号
破産者　有限会社広田共配
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２６４号
東京都板橋区高島平７丁目11―13―304
破産者　山口　一男
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２８１号
東京都武蔵野市中町１丁目５番８号親和第二ビルデイング内
破産者　親和ビルデイング株式会社
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２８２号
東京都武蔵野市中町１丁目５番８号
破産者　泰健株式会社
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２８３号
東京都武蔵野市緑町２丁目３番Ａ９―207号、住民票上の住所東京都武蔵野市中町１丁目５－８
破産者　阿陬　邦恭
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２８４号
東京都武蔵野市緑町２丁目３－Ａ９―207
破産者　阿陬　哲年
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３５２号
埼玉県草加市青柳４丁目14―19
破産者　田村　初枝
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３５５号
東京都渋谷区笹塚２丁目19番３号
破産者　株式会社デュアルピークス
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３５９号
東京都杉並区下高井戸１丁目９番15号
破産者　株式会社ＭｏＳｏ
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３６０号
東京都杉並区下高井戸１丁目９―15　ＭＫ915　301
破産者　村越　慎司
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３６８号
東京都中央区日本橋小舟町10番２号
破産者　株式会社ライフクリエイト
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３７１号
埼玉県春日部市谷原３丁目５―14　202
破産者　鈴木　幸司
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３７２号
神奈川県川崎市川崎区中島２－３－７、商業登記簿上の本店所在地神奈川県川崎市川崎区大島３丁目12番２号
破産者　有限会社ビジュアル電気
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３９０号
東京都港区北青山２丁目７番26号
破産者　株式会社メインストリート
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３９１号
東京都港区麻布台３丁目４―12―102
破産者　川原　秀夫
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３９２号
東京都港区六本木４丁目１番９号
破産者　株式会社ＣＯＲＳＡ
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３９３号
東京都世田谷区野沢３丁目19―２―103
破産者　富澤　誠司
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４４５号
神奈川県相模原市南区南台１丁目９―10―109、開始決定時の住所神奈川県相模原市南区新磯野５丁目６－６
破産者　五十嵐　潤
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７６３６号
東京都品川区大井７丁目３―30―202
破産者　赤沼　永理
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７６４９号
東京都新宿区上落合１丁目21―９　重藤方201
破産者　熊田　祥子
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７６５０号
東京都港区芝大門１丁目８―10　佐久間方
破産者　熊田　淳司
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部